

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、その翌日)

目 次

- ◇告 示 保険医療機関の指定（保険課）
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

告 示

鳥取県告示第百十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ二第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 岳 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

平成九年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

- 一日時 平成九年二月二十五日（火）午前十一時
- 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題 平成九年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やお歯科クリニック	米子市上福原三丁目三一一二	平成九年二月四日
池畠歯科医院	米子市茶町七三	平成九年二月十六日

平成9年2月18日 火曜日

鳥 取 県 公 報

ねたのや、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により付示す。

平成九年二月十八日

鳥取県公安局公報

申 請 者	氏名又は名称 所 在 地	マルホン工業株式会社 愛知県春日井市桃山町一丁目127			
	法人にあってはその代表者の氏名 者	岸 総人			
遊技機 の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 造 業者名	檢 定 番 号	有 效 期 限
ぱちんこ 遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	雀士ウーロン牌 3	マルホン工 業株式会社	600302	平成9年2月18日 から3年間